

平成24年度第1回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会 議事録

日 時：平成24年11月19日
場 所：かでの2・7 720研修室

1 開 会

(小田主幹)

定刻になりましたので、ただ今から、平成24年度第1回北海道食の安全・安心委員会 BSE専門部会を開会します。開催に当たりまして、部会長、一色先生からごあいさつをお願いします。

2 あいさつ

(一色部会長)

北海道大学水産学部の一色でございます。今日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。北海道食の安全・安心委員会から、地方自治体としての北海道にどのような対策が必要か、特に国が対策を変えようとしているこの状況において、北海道としてどのようなことをすべきかということ、いわゆる提言を親委員会である安全・安心委員会から求められています。我々は親委員会からの付託を受けて、BSEの対策について活発な議論をしていきたいと考えています。

早いもので、2001年に国内でBSEの牛が見つかって10年が経過しました。地方自治体はリスク管理機関でもあるので、過小規制しても過剰規制しても道民に迷惑がかかります。この10年間の規制や対策についての道民からの意見、生産者の方々、加工流通業の方々、小売の方々、一般市民の方々のこれからの将来に思いを巡らせながらBSEに関する議論を進めたいと考えています。どうぞよろしくをお願いします。

(小田主幹)

続きまして、農政部食の安全推進局長の土屋よりごあいさつ申し上げます。

(土屋局長)

道の食の安全推進局長の土屋でございます。本日の専門部会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。本日は一色部会長をはじめ、特別委員の皆様には、本部会委員にご就任いただき感謝申し上げます。また、雪の中、ご多忙にもかかわらず、本日もご参集いただきましたことに、重ねてお礼申し上げます。

さて、部会長もおっしゃられたとおり、平成13年9月の国内でのBSE初発生以来、これまで、飼料規制やと畜場での対策、農場での対策など関係者が一丸となって取組を講じてきたところです。その結果、国内においては平成21年1月を最後に発生は無く、国は、今年9月28日に、OIE、国際獣疫事務局に対していわゆる「BSE清浄国」である「無視できるBSEリスクの国」のステータス認定に向けた申請を行ったところであり、来年5月のOIE総会で承認される見込みと聞いてございます。

現在、国では、BSE対策の見直しを進めており、今後、各地での説明会やパブリックコメントの実施を予定しているとお聞きしています。また、更なる月齢の引き上げも検討されているとお聞きしています。

道としては、こうした中で、道独自で取り組んでいる若齢牛の検査も含むと畜牛のB

SE検査のあり方について検討することとし、先月29日に開催された北海道食の安全・安心委員会、先程一色先生は親委員会という言い方をされてございました、その親委員会にご審議を依頼したところ、委員会では、食品の安全管理がご専門である一色先生を部会長として、牛肉の生産、流通、消費、そして獣医学の専門家の方々による論議が必要ということで、今回この専門部会の設置をご決定いただきました。

道としては、専門部会でのご審議を基本として、道民や関係団体からのご意見、さらには都府県の動向、国による更なる見直しの動きも見極めながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えています。

本日の専門部会では、先般の食の安全・安心委員会からの付託事項である、本道におけると畜牛のBSE検査のあり方や今後の専門部会の進め方などについてご審議頂きたいと考えているので、限られた時間ではありますが、一色部会長を始め、特別委員の皆様にはよろしくようお願い申し上げます、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(小田主幹)

それでは、本日の部会委員の出席状況についてご報告申し上げます。

北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会は、北海道食の安全・安心条例第30条第2項に基づき、お手元にお配りしております名簿のとおり北海道食の安全・安心委員会委員の一色部会長と4名の特別委員の方々が任命されております。

本日は全員のご出席をいただいておりますので、北海道食の安全・安心委員会運営要綱第4条の2により会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、委員の皆様をご紹介します。席順及び名簿は、五十音順とさせていただきます。

ただ今ごあいさつをいただきました一色部会長ほかの特別委員の方々ですが、まず、小倉委員です。次に、佐々木委員です。次に、塩越委員です。次に、堀内委員です。

続きまして、道側の職員を紹介いたします。ただいまごあいさつ申し上げます土屋局長です。隣が農政部食の安全推進局生産技術担当局長の花岡です。農政部食品政策課長の板谷です。農政部畜産振興課長の田辺です。保健福祉部健康医療局食品衛生課長の高橋です。農政部畜産振興課家畜衛生担当課長の奥田です。

私は、同じく畜産振興課の小田と申します。本日の進行を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきますが、これからの議事進行につきましては、一色部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 報告事項

(一色部会長)

では、まず最初に、本部会について説明いたします。本部会は、10月29日開催の北海道食の安全・安心委員会において、参考資料として添付してありますが、北海道食の安全・安心条例第34条の規定により設置され、同委員会から北海道のBSE対策のあり方に関する事及び国のBSE対策の見直しに係わる道内意見の整理に関する事についての調査・提言を付託されております。

それでは、議事に入ります。お手元の会議次第により進めますが、本日の会議は、1

5：30を目途に終了したいと思いますので、議事の進行についてご協力をお願いします。

また、議事の進め方ですが、議題（1）は、報告事項でありますので、事務局からの報告に続いて、専門委員からのご質問やコメントをいただきたいと思っております。

議題（2）については、検討事項ということですので、事務局の説明を受けた後に、質疑応答を経て、専門委員それぞれのご意見をいただき、議論を進めていきたいと考えています。

それでは、議題（1）の報告事項について、先ず、アとイについて、事務局から資料の説明をお願いします。

（奥田家畜衛生担当課長）

家畜衛生担当課長の奥田です。説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。お手元の「専門部会の設置について」という資料と「北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会委員名簿」についてご説明いたします。

まず、BSE専門部会の設置の経過については、先程来申し上げているとおり、10月29日開催の平成24年度第2回北海道食の安全・安心委員会において道側から、北海道におけるBSE検査のあり方についてご提言をお願いしたところ、会長から、生産、流通、消費などに関係する専門家の方々によるご審議が必要との意見が述べられ、全委員ご承認のもと、BSE専門部会の設置が決まったところであり、部会長には、会長から一色委員のご指名があり、その後、会長、一色部会長、事務局である私どもで専門部会の設置要綱の策定を進めたところでございます。

添付資料に「専門部会の設置について（案）」がございまして、これが設置要綱（案）でございます。

既にご案内のとおり、この部会の名称はBSE専門部会と称します。

目的は、北海道が自主的に行っていると畜牛のBSE検査のあり方について専門的な見地から調査提言を行うというものでございます。

北海道食の安全・安心委員会がBSE専門部会に対して付託する事項としましては、「北海道のBSE対策のあり方に関する事」、「国のBSE対策の見直しに係る道内意見の整理に関する事」であります。

専門部会の構成は、部会長である一色委員の他、BSE学術専門家、生産者団体の代表、流通・加工団体の代表、消費者団体の代表からなる特別委員5名程度となっております。なお、特別委員については、会長及び部会長のご意見、在札関係団体のご意見等を踏まえまして、名簿に記載してございます。先程ご紹介させていただいた、北海道肉用牛生産者協議会会長の小倉豊さん、北海道食肉事業協同組合連合会会長の佐々木一司さん、北海道消費者協会主査の塩越康晴さん、北海道大学大学院獣医学研究科教授の堀内基広さんを選定させていただきました。皆様におかれましては、それぞれにご承諾いただき出席を願ったところでございます。この要綱（案）につきましては、本日の会議をもって施行といたしたいと思います。以上でございます。

（一色部会長）

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明について疑問点などありましたら質問又はコメントをお願いしたいと思います。どうですか。疑問な点はありませんか。よろしいですか。

それでは次に進めたいと思っております。それでは項目ウについて説明をお願いします。

(奥田家畜衛生担当課長)

引き続きまして、私奥田から説明させていただきます。お手元の、資料1「道のBSE検査のあり方について」をご覧ください。これは10月29日に開催された親委員会で説明した資料であり、改めてご説明いたします。

まず、1の「BSE対策の概要」につきましては、所管する私ども農政部と保健福祉部からご説明いたします。まず、資料1-1という枝番が付いている資料の2ページ目をご覧ください。上段がBSE、牛海綿状脳症についての説明でございます。BSEの原因は、異常プリオンたん白質であり、感受性動物は牛及び水牛でございます。症状は3から7年の長い潜伏期間の後、神経症状を伴って発病し、2週間から6か月の経過の後、死に至ります。発病したものは脳の組織がスポンジ状になり、空胞が見られます。診断は、脳の一部である延髄（えんずい）を採材して検査を行うため、生きた牛の検査はできません。

感染経路はBSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として牛に給与することにより感染が広がりました。

ヒトへの感染でございますが、ヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病は、BSEの異常プリオンたん白質を食べたことがその原因と考えられています。

下段には、国内BSE対策の概要が図示されています。飼料規制とと畜場での対策が最も重要であり、左側に示す農林水産省所管の「肉骨粉の使用禁止」、「死亡牛の検査」、「個体識別」、右側に示します厚生労働省所管の「と畜場での特定危険部位の除去」、「BSE検査」により対応してきたところでございます。

次に3ページ目をご覧ください。国内のBSE発生状況についてご説明いたします。国内では平成13年9月、千葉県のと畜牛が初めての事例でございます。最終発生は平成21年1月の今金町の死亡牛であり、それまで毎年の発生がございましたが、それ以降の発生はございません。国内におけるこれまでの発生は36例であり、表の下段にある数字を説明いたしますと、2列目の死亡牛にある14という数は、死亡牛が14例、いずれも北海道産、ということでございます。3列目の確定診断年月日の下の9という数字は、9年連続で発生があったということでございます。4列目の飼養場所の下の25という数字は、北海道内での発生が25例あったということでございます。右端の列の生産地の下の28という数字は、道内生まれが28例だったことを示します。

表の区分で9例目、この牛は平成14年1月生まれで、国内の飼料規制後に生まれた唯一の定型BSE牛でございます。

次に1ページ目に戻っていただいて、4のBSE対策の経過についてご説明いたします。平成13年9月の国内初発生を受けまして、10月以降、全国一律の飼料規制、と畜場での特定危険部位の除去と全頭検査等の対策が開始されました。平成17年5月には、内閣府食品安全委員会が厚生労働省に対して、と畜牛の検査対象月齢を「全月齢」から「21か月齢以上」に変更しても、ヒトへの影響は非常に低いとの答申を出し、7月には省令（厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）が改正され、8月からは検査対象が21か月齢以上に変更になりました。しかし、国の経過措置で、自治体が自主的に実施する20か月齢以下のと畜牛の検査について3年間国費補助が継続され、該当する全国全ての自治体が全頭検査を継続しました。この3年間の経過措置が終了する前の平成19年秋に、道のBSE対策本部が、旭川、函館、札幌、帯広の4会場で意見交換会を開催しました。当時は、消費者や生産・流通団体等から国や都道府県に対して全頭検査継続の要請が活発であり、平成19年11月開催の道議会において、知事が平成20年8月以降も独自で全頭検査を継続することを表明いたしました。

平成21年1月のBSE発生は、本日現在で国内最後の事例となっており、同じ年の

3月には国内のと畜場で枝肉汚染の原因となりうるピッシングが廃止され、同じく5月のOIE総会では日本が「管理されたリスクの国」に認定されたところです。

引き続き「と畜場における対策」を保健福祉部から説明いたします。

(高橋食品衛生課長)

と畜場における対策(資料1-2)について、食品衛生課の私からご説明いたします。まず、平成13年の9月に国内初の感染牛確認を受け、同年10月18日より、と畜場においてと畜解体される牛全頭についてBSE検査を開始しました。BSE検査の全体の流れについてですが、と畜解体処理される牛がと畜場に搬入され、と畜検査の申請がされます。申請時には、月齢や産地等の基本的情報の他、病歴書等の情報を基に、と畜検査員によって生体検査が行われます。生体検査において明らかな神経症状や異常行動を呈する牛に関してはと殺禁止措置を取り、それぞれのと畜場を管轄する家畜保健衛生所に通報するということとなりますが、これまでに生体検査においてBSEを疑ってと殺禁止にした牛はいません。

生体検査においてBSEを疑う症状が認められなかった牛については、と畜解体処理という工程に移り、と畜検査員による1頭毎の内臓及び枝肉検査が行われます。この検査の過程において、BSE検査に必要な延髄を採材し、スクリーニング検査が行われます。スクリーニング検査において陰性が確認された固体は食肉として流通いたしますが、結果判明までは、枝肉・内臓等は全てと畜場において保管されています。スクリーニング検査において陽性と判定された場合は、国の指定機関における確認検査が行われます。道における指定機関は、北海道大学と帯広畜産大学です。指定機関では、専門家による確定診断が実施され、最終診断が下されます。最終的に陰性と診断された場合は、と畜場内で保管されていた枝肉等は合格となり、食肉として流通されますが、陽性と診断された場合は、保管されていた枝肉等は全て焼却処分されます。

次に2のSRM対策を説明します。

SRMとは舌(ぜつ)、頬肉(ほほにく)を除いた扁桃(へんとう)等を含めた頭部、せき髄、回腸遠位部等となっております。平成16年2月16日からは食品衛生法において、せき柱についても管理が義務付けられました。SRMに関しては、と畜場において作成された管理要領に基づいて適切に除去されて専用の容器に保管された後、と畜場内の焼却炉において焼却されております。

資料2ページ目のピッシングについて説明いたします。ピッシングは元々、と殺放血後の解体作業を安全に進めるために、と畜銃で牛の額に開けた穴からワイヤーを通して神経組織を破壊して反射等の牛の動きを止める行為のことです。この行為は脳やせき髄を直接破壊することから、破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性について、BSE検査開始当初から指摘されてきました。そのため厚生労働省では「食肉の安全性確保」と「と畜場従業者の安全確保」の両立に配慮しつつ、ピッシングの中止を指導してきました。道においても、各と畜場にピッシングに代わる電気刺激による不動化等に変更するよう指導するなどし、道内では平成19年度までに全てのと畜場においてピッシングが中止されました。また、全国的にも平成21年3月末に全てのと畜場においてピッシングが中止されたことから、厚生労働省では、4月にと畜場法施行規則を改正し、ピッシングを禁止いたしました。

資料項目4以降は、これまでの道内におけるBSE検査の結果等についてであります。まず、項目4は道内におけるBSE検査施設等であります。平成23年度における牛を処理すると畜場は、中核市の函館市と旭川市で設置されたものも含めまして12ヵ所ございます。このうちBSEのスクリーニング検査を実施している食肉衛生検査所等は9

カ所となっています。これは、複数のと畜場を所管する検査所等が3カ所あるということでございます。

次にBSEの検査結果（項目5）についてですが、平成13年10月から平成23年度までに、全道で約214万頭実施して、このうち11頭がBSE陽性と診断されています。全国のと畜場では約1,285万頭が検査され、22頭がBSE陽性と診断されています。

最後に項目6の検査月齢区分であります。ここには、平成21年度から23年度までの3カ年の平均を記載しております。道の自主検査として実施している20か月齢以下の頭数は、道が所管する分で約8万頭、先程説明した中核市、函館市や旭川市の所管分も含めた全道での頭数は約9万頭となっており、それぞれ全体の約41%を占めています。国による今回の月齢見直しによって検査対象月齢が31か月齢以上になりますと、21か月齢以上から30か月齢までの牛が道所管分で約4万頭、全道では4万8千頭で全検査牛の約21%を占め、今後も全頭検査を継続した場合、道独自で検査を行う牛の割合は、これまでの約41%から約63%以上を占めることとなります。

以上でと畜場におけるBSE対策についての説明を終わります。

（奥田家畜衛生担当課長）

引き続きまして、資料1に戻っていただきまして、項目2の「国におけるBSE対策の見直しに係る情勢について」を説明いたします。昨年12月、厚生労働省は、国内におけるBSE対策が10年を経過したことから、BSE対策全般の見直しを実施することとし、内閣府食品安全委員会に諮問をいたしました。本年10月22日に開催された食品安全委員会の会合でリスク評価書が取りまとめられ、厚生労働省に答申した内容のうち、国内措置について資料に記載しております。まず、と畜牛の検査対象月齢については、現行の規制閾値（いきち）である「20か月齢」を超える牛を対象とする場合と「30か月齢」を超える牛を対象とした場合のリスクの差は無視できるというものであります。

また、SRM、特定危険部位の範囲については、扁桃（へんとう）を除く頭部、せき髄、せき柱について、現行の「全月齢」の場合と「30か月齢」を超える牛を対象とした場合のリスクの差は無視できるというものであります。

なお、今回の答申とは別に、食品安全委員会では、厚生労働省からの当初の諮問に基づいて、と畜牛の検査対象月齢をさらに引き上げた場合のリスクの評価を引き続き行っており、来年中には取りまとめる見込みとなっております。

厚生労働省は今月6日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会を開催し、今回の1次答申の内容を報告し、パブリックコメントや一般への説明会を行った後、検査対象月齢を31か月齢以上に引き上げることなど、関係省令の改正を行う方針を伝えております。ただし、検査対象月齢については、現在、食品安全委員会で審議しているさらに月齢を引き上げた場合についての取りまとめ状況によっては、その二次答申とあわせた関係省令の改正の可能性もあります。

また、「日本のBSE清浄国認定に向けた動き」についてであります。農林水産省は9月28日、OIE、国際獣疫事務局に対しまして、最上位の「無視できるBSEリスクの国」のステータス認定に向けた申請を行い、来年1月までに新たな定型BSE発生が無ければ、5月に開催されるOIE総会で承認される見込みとなっております。

次に項目3番目の「北海道のBSE対策のあり方について」ご説明いたします。と畜牛の検査対象月齢は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいて、平成17年8月から「21か月齢以上」となりましたが、道は消費者等、道民の意向等を勘案し、「20ヶ月齢

以下の牛のBSE検査実施要綱」を定め、独自で全頭検査を継続しております。

今回、国がBSE対策の見直しを検討していること、また、来年5月には清浄国に認定されることを踏まえ、北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方について、北海道食の安全・安心委員会のご提言をいただくことについて10月29日に開催された委員会にお諮りしたところ、専門部会を設置しての審議についてご了承いただいたところでございます。また、検討いただく具体的な事項については、資料1に続く別紙に記載してございますので、引き続きご説明させていただきます。別紙は「北海道におけると畜牛のBSE検査のあり方についての検討依頼事項(案)」でございます。検討いただきたい事項について箇条書きで記載しております。読み上げますと、

1として、平成13年の「BSE国内初発当時」、平成20年の「20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られた当時」、平成21年の「日本が「管理されたリスクの国」となった当時」の北海道が行った検査に対する意見の整理をお願いしたいということ。

2として、道民からの意見聴取方法についてご意見を頂きたいということ。

3として、欧米が行っているBSE対策に対する「生産者」、「流通・加工」、「消費者」、「学術専門家」の立場からの意見の整理をお願いしたいということ。

4として、国がと畜牛の検査対象月齢閾値(いきち)を30か月齢とした場合に北海道が行うべき検査に対する意見の整理をお願いしたいということ。

最後5として、日本が「無視できるリスクの国」いわゆるBSE清浄国となった後の北海道が行う検査のあり方についての意見を取りまとめいただき、最終的にご提言をいただきたいというものであります。以上でございます。

(一色部会長)

はい、ありがとうございました。ただ今のご説明について、疑問点又はコメントやその他何でも結構ですので、委員の方々からご発言をいただきたいと思っております。

既に専門委員の皆様はBSEについて良くご存知のことであろうと思っておりますが、おさらいでも構いませんので、質問等がありましたらお受けいたします。

(塩越特別委員)

1つ私がちょっと理解できていないところがございます。来年、日本がOIEから清浄国に認定されるというお話が出ましたが、これは定型BSEに限定してという話でありますね。最近、事例は少ないですが非定型BSEの発生がありますが、OIEはこの非定型BSEについてどのような理解を示しているのかという点について、お分かりであればご説明いただきたいと思っております。

(一色部会長)

ただ今の件について、堀内委員、ご発言いただけますか。

(堀内特別委員)

私の理解が間違っていなければ、これまで世界でも確認されているのは60数例。OIEとしては、非定型BSEのリスクについて議論できるだけの十分な知見が無いということで、OIEは非定型についてはあまり触れずに話を進めているように思う。ですから、ただ今の塩越委員からの質問については、お考えのとおり、定型BSEに関してのリスクであると解釈でよろしいかと思っております。

(塩越特別委員)

今質問したのはなぜかと申しますと、非定型の方が人間への感染力が強いという報告があるようです。特にメチオニン-メチオニンタイプの人間に対しての感染が強くて、そのタイプは特に日本人に多い様です。非定型についてどうして、あまり、騒がないのかと疑問を持っていたところでの質問でした。どうもありがとうございました。

(一色部会長)

堀内先生、23か月齢だったでしょうか、若い月齢での非定型の発生がありました。動物衛生研究所での感染実験では、感染しないという結果だったでしょうか。解説をお願いいたします。

(堀内特別委員)

「感染しない」というと誤解が生じます。「感染を成立させるだけの量が蓄積されていなかった」というのが正しい認識。若齢牛では仮にあったとしても、牛から牛という最も感染が成立し易い経路でも感染が成立する量は蓄積されてはいなかったという解釈になると思います。我が国ではこれまで、ただ今議論になっている全頭検査が行われてきて、20か月以下という、これまで検査してきた1千数百万頭の中の2、3百万頭がそれに相当。その中でそういう例が1頭だけ、その1例も感染を成立させるだけの量は蓄積されていなかったという解釈になると思います。

(一色部会長)

塩越委員、非定型についての議論はこれでよろしいでしょうか。それとも、もう少し。

(塩越特別委員)

今は、これで結構です。私は、なぜOIEが非定型に踏み込まないのか疑問に思っていたものですから、それで質問した次第です。ありがとうございました。

(一色部会長)

他の委員の方々からもご質問がございましたらお願いいたします。

堀内委員がお詳しいのですが、BSEは生前検査は今のところ無理ですよね。

(堀内特別委員)

実用レベルでの生前検査というのは不可能。かなり特殊なことをすると可能であるかもしれないですけど、毎日の検査に応用できるものではありません。

(一色部会長)

高橋食品衛生課長にもお伺いしたいのですが、BSE検査が終わって陰性が確認されるまでは、肉も内臓もと畜場外へ持ち出せないということよろしいのでしょうか。

(高橋食品衛生課長)

そのように今現在、取扱をしております。

(一色部会長)

BSE検査が始まった当時、検査が終わるまでの間の、内臓、特にホルモン関係の冷却対応が十分でなかった、冷蔵庫が足りないなど、一時期問題になったと聞いていますが、現在は解決されたのでしょうか。

(高橋食品衛生課長)

検査がスタートした当初は、検査に習熟する必要もあったということで、と畜場側の準備の関係もありまして、今言われたように、検査に時間がかかっていたということはありません。だんだん検査時間が短縮されるようになってきて、と畜場や関係業者さんもどの様に対応すれば良いか分かるようになって時間も短縮されて、今でも多少は駄目になってしまう物もあるとは思いますが、スタート当初よりは大分改善されていると思います。

(一色部会長)

佐々木委員は実際に食肉を扱っていらっしゃると思いますが、BSE検査についてはスムーズに行われていると。

(佐々木特別委員)

スムーズにやっただいていてと思っています。内臓の関係も、当初は1日1頭とか5頭とか10頭というところから、各地のと畜場で協力的にやっただいた。場所を借りたりだとか、保存のための氷提供とか、コストの部分もあるかと思うが、なんとかこの11年間乗り切ってきたと思っています。

(一色部会長)

ありがとうございました。

小倉委員は牛を出荷される立場として、BSE検査について感じられていることはありますか。

(小倉特別委員)

私は牛をと畜場へ出荷しているが、平成13年の9月にBSEが発生して、一時的なパニックになった。その後、全日本の総意として克服して、大きな問題ではあったが、食の安全・安心といった意味からも良い方向に進んでいくことができた。それともう一つ、生産現場として安心するのは、初期の頃は発生都度に影響を心配していたが、衛生管理や検査体制が整って、国民がBSEについて安心ができる体制が取れたということが間違いの無い方向に総意として進んでこれたのだと思う。これから先もいろいろなことがあると思うが、このことを一つの良い例として方向性を示せるのではないかと考えている。安心できる検査体制には感謝している状況です。

(一色部会長)

ありがとうございました。検査だけではなくて、生産者の方々には、飼料規制の影響もかなり厳しいと思うが、昔と比べて飼料費はどうでしょうか。

(小倉特別委員)

BSEによる飼料の規制というのは、動物性たん白の制限。このことについては、現場では植物性たん白に切り替えるという対応を即時とったので、大きく痛手を受けることは無かったという経過です。

(一色部会長)

ありがとうございました。委員の方々、質問でもコメントでも構いません。何かあれ

ばご発言をお願いします。特にございませんか。それでは、この後に検討事項も控えておりますので、ただいまの議題についてはここで打ち切らせていただきます。

(2) 検討事項

(一色部会長)

それでは、議題(2)の「検討事項」に入りたいと思います。先ず、アの「BSE国内初発当時」、「20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られた当時」、「日本が「管理されたリスクの国」となった当時」の北海道が行った検査に対する意見の整理について、事務局から資料の説明をお願いします。

(奥田家畜衛生担当課長)

お手元の資料2をご説明いたします。「と畜牛のBSE検査をめぐるこれまでの経過」をご覧ください。これは、国及び北海道が行ってきた検査等の取り組みに関する説明でございます。まず、BSE国内初発時の取組でございます。

平成13年9月、BSEが国内で始めて確認されました。当時は、「牛の月齢を正確に確認することができない」、「原因となり得る肉骨粉が国内で流通している」、「と畜場ではピッシングが行われ、せき髄を付けたままでの背割りが行われており、特定危険部位により枝肉が汚染される可能性がある」といった問題点が指摘されていまして。

さらには、国民の間にこの病気に対する強い不安感があり、牛肉消費の急激な落ち込みに対処するため、国は緊急措置として当面の間の全頭検査の実施と、検査未実施の国産牛肉の買い上げ・焼却処分の対策を決定いたしました。

次の「20か月齢以下の検査の国費補助が打ち切られた当時」の取組について説明いたします。厚労省は平成17年、食品安全委員会の答申を受け関係省令を改正し、検査対象月齢を21か月齢以上とし、3年の経過措置を経て、平成20年7月、国費補助が打ち切られました。平成13年10月に飼料規制が整備され、肉骨粉の国内流通が完全禁止され、また、平成15年12月に牛のトレーサビリティ体制が整備され、個体識別・月齢確認が可能となりました。一方で、BSE対策実施前に生まれた牛で散発的ではありますがBSEが発生しており、国内における実験感染など調査研究データの蓄積は少なく、さらにはと畜場でのピッシングも継続しておりました。消費者、生産者、食肉流通関係団体からは、検査していない牛肉への不安、牛肉が売れなくなる事への不安、検査済みとそうでない牛肉が混じって流通することへの不安などから、全頭検査継続の要請活動が活発であり、道は平成17年7月に「20ヶ月齢以下の牛のBSE検査実施要綱」を定め、国費補助打ち切り以降も、20か月齢以下のと畜牛の自主的な検査を継続しております。なお、補助が打ち切られた平成20年の秋に道が行った道民への意向調査では、道に寄せられた全頭検査継続を求める理由として、「BSEの発生原因が明らかになっていない」、「全頭検査でないと安心できない」、「20か月齢以下の牛のデータも必要」、「科学的なリスク評価について理解・納得ができない」、「牛肉の安全性への不安感が残っている」、「飼料規制や特定危険部位の除去等の対策だけでは安心できない」といった意見が寄せられました。

続いて3番目の日本が「管理されたリスクの国」となった当時の状況についてご説明申し上げます。平成21年1月に発生したBSEは国内で最後の発生となりました。同年4月からは国内のと畜場でのピッシングが禁止され、5月にはOIE総会で日本は「管理されたリスクの国」に認定され、国内のBSE清浄度はかなり高まったところであり

ましたが、7月の衆議院解散に伴う総選挙で政権交代があり、国におけるBSE対策の見直しに関する議論は深まらず今日に至っております。以上です。

(一色部会長)

ありがとうございました。只今のご説明につきまして、各委員からご意見を伺いたいと思いますが、その前に疑問点等ありましたら明らかにしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(塩越特別委員)

これまでの、BSE発生に占める北海道の率が高いです。北海道から一番多く出ていますが、これはホル雄の関係があるのでしょうか。他県と比べてどちらかというところと高く感じるが、何か要因があるのでしょうか。

(奥田家畜衛生担当課長)

原因とされるのは肉骨粉ということでございまして、北海道が実際、レンダリングで肉骨粉の製造量が多かったということと、これはプリオン専門調査会でもあったと思いますが、過去に発生があったものが肉骨粉に利用されたということから広がったのではないかと考えております。

(堀内特別委員)

これまでの疫学的調査が示していることは、BSEと診断された牛の出生年、1995年から96年に1つの汚染の要因があったと、それは海外からの輸入であったと考えられています。その海外からの汚染、肉骨粉か何か分かりませんが、そのBSEの汚染があったものを国内の牛が取り込んで、結局、99年から2001年という次のBSEの発生群というのは、国内のレンダリングで拡大させてしまったというのが国内の状況でして、その現場が北海道だったという事実はわかるが、なぜ北海道で多かったかといわれると、汚染が北海道にあったことは明らかであるが、なぜ北海道で多かったかというところまでは疫学調査でも踏み込めていないということであろうかと思う。ただ、北海道以外でも、確かに神奈川や熊本などいくつか北海道以外で生まれた牛でもBSEの発生があることから、北海道だけに原因があったということではなかったのだろうと思う。たしかに、ほとんどの例が北海道であることは事実。

(一色部会長)

今、塩越委員が言われたように、ホルスタインの雄というのは、BSEの原因となる異常プリオンを含んだ餌を食べてしまうといったことは起こりえるのかどうか解説いただけますか。

(塩越特別委員)

私が当時のことを聞いていますと、「肉骨粉説」ともう一つ「代用乳の輸入牛脂説」があったと思います。北海道では、全国でもそうかもしれないが、カーフミール、代用乳を与えるという流れがあるのではないかと思います。その割にはどうして北海道がこんなに汚染されたのかというのが疑問だったものですから、他県の出てくる割合に比べて北海道の率が高いので、肉骨粉だけのせいにして良いものかどうか疑問を持っていたわけです。飼料規制はありますが、原因が特定されていないという所が、消費者の立場としては非常に疑問を持っています。北海道はホル雄の出荷量は高い。もう一つ疑問に

思っている点、雌の高齢牛でBSEが見つかった場合、その牛の子供には雌ばかりではなく雄も居るわけで、そういう所の追跡はできているのかという疑問もあります。発生原因がどの辺りまで絞られているのかなども気になっている所です。

(一色部会長)

小倉委員は餌の問題、今ご指摘があったような代用乳とか当時ご苦勞されたかと思いますが。

(小倉特別委員)

北海道で全体的にホルスタインというのは、府県に比べて頭数が圧倒的に多い。今言われるように、肉牛関係も北海道は非常に副産物(ホル雄)でありますから、そういう意味ではホル雄も肥育して産業として成り立っている状況の中で、そのBSEの原因的な事が、一方では子牛に与えるミルクにオランダ等から原料として入ってくる動物性たん白があったり、一方では、北海道又は全国での今までの肉骨粉の処理状況は分からないが、こうしたものが再度牛の口に飼料として入ることが問題が起きた素ではないかとも思う。ホルスタインの雄に関しては20か月齢位で出荷しますが、雌については乳牛として長く飼われる中で、BSE原因物質の蓄積や増殖して見つかる例が多いのではないかと。消費者には正しく理解していただきたい。消費減退が生産現場としては非常に怖い。この問題には、はっきりしていることとはっきりしていないことの両方がある。はっきりしていないことも一つ一つ整理することが求められる。牛肉だけではなく、食品全般に言えること。

(一色部会長)

佐々木委員はBSE初発生以降、大変な苦勞をされたと思うが。何か思い出は。

(佐々木特別委員)

思い出は沢山ありますが、限られた時間なので私は失礼いたします。

(一色部会長)

異常プリオンについては、プルシナー博士の提唱なのですけれども、現在もこの学説は学術的に妥当なのだという評価されているということによろしいのでしょうか。

(堀内特別委員)

どんな学説でも異議を唱える方はいらっしゃいますけれども、今ある知見からすると、ウイルスでもない細菌でもない「たん白質から構成される病原体」であるということはほぼ間違いないと考えて良いと思います。インフルエンザや口蹄疫と違って、遺伝子を調べて原因を追って行けない病原体なので、おそらく原因を突き止めることはこれからも不可能だと思っています。ただその代わりに日本で分かっていることは、日本では全ての牛を検査していますので、2001年以降に生まれた牛でこの病気は1頭も出ていないという事実は、これは紛れも無い事実ですので、何よりも強い科学的な証拠になっています。日本の中ではBSEの感染禍というのは完全に止まったんだという揺るぎない証拠になっているわけですから、そういう事実をみなさんに分かっていたといただくこと。ただし、そういう状況に至った要因というのは1つではなくて複数の要因が合わさって、結果として良い方向に向かったということ。

1つは肉骨粉は悪者にされるが、国内で発生した36頭のうち肉骨粉が給与されたこ

とが明らかな牛は1頭もいない。そういったところで、交差汚染という問題も可能性として出てくる。原因というのはどんどん追求し難くなっている。けれども、肉骨粉の使用を止めたという事と、交差汚染防止措置を採った、その他複数の要因で、2002年2月以降生まれた牛で発生が無いと言う状況になった訳で、いくつかの要素はありうると思うが、一番大事なことは、日本では全ての牛を検査して、2002年2月以降、感染源は無いんだと、もう感染は循環していないんだということは胸を張って言えることなので、そこは大事にしていかなければならないと思います。

(一色部会長)

いわゆるフードチェーンに原因物質を入れないという事で上手く対策できたと。それから、SRM、特定危険部位を除去するという事で、BSE対策に関してリスク管理は上手くいっている印象を受けますけれど、そういった印象の整理でよろしいでしょうか。リスク管理は順調に推移しているという認識で良いでしょうか。ここでは検査について検討して欲しいということであるが、検査は結果として陰性ばかりであると。陰性をもたらした要因というのは、飼料規制から始まって適正な飼養管理をすること等であると。と畜時においてもスクリーニング検査によって陰性を確認した上でSRMを除去して焼却してきたということ。それが現在のリスク管理に繋がっているということだろうと思います。3つにステージを分けて議論してきたが、リスク管理全般としては上手くいっており、その結果の検査陰性の積み重ねということであろうと。3つのステージについて、更に追加のご意見はありますか。特に無いようでしたら、検査だけを目的とした議論というよりも、リスク管理の一環として検査もきちんとやってきたということでもまとめさせていただきたいと思います。議題2についての検討はこれくらいでよろしいでしょうか。更に追加のご議論ありますでしょうか。よろしければ議題2については終わらせて頂きたいと思います。

それでは続きまして、「道民からの意見聴取方法について」に議題を移したいと思えます。どのように意見をまとめて集約していくかについてです。議題(2)のイについて奥田課長から説明をお願いします。

(奥田家畜衛生担当課長)

資料3の「厚生労働省の説明会時における道民からの意見聴取方法について」をご覧下さい。厚生労働省は、年内に、と畜牛の検査対象月齢の31か月齢以上への引き上げなどBSEの国内対策の見直しについての一般向け説明会の開催を予定しています。資料3の下段に参考としまして、厚生労働省のBSE対策見直しに関するスケジュール(予定)を記載してございます。厚生労働省は11月6日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会を開催し、国のBSE対策の見直し方針を報告して了承を得ました。これを受けまして、11月から12月にパブリックコメント、一般・自治体への説明会を開催し、12月下旬には薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・伝達性海綿状脳症対策部会を開催し、BSE検査対象月齢を31か月齢以上へ変更することなどの省令改正案を報告し、来年4月には関係省令の改正を予定しています。

道としては、道内における厚生労働省の説明会にあわせて、当面の道民の意見を聴取することを予定しています。

聴取の内容として、資料中の枠で囲った次の案を考えておりますので、検討をお願いしたいと考えております。

まず、基本情報として、年齢、性別、職業、
質問事項としまして、説明会が終わった後の調査を想定しておりますが、

「本日の厚生労働省の説明のうち、国内措置の見直しについての説明は理解できましたか」という項目が一つ。「見直す背景について」、「見直しに用いた科学的知見について」、「見直す内容について」というもの、それから「理解できなかった部分があった場合にはその内容をお聞きかせ下さい」というもの、そして、「国内のBSE検査のあり方についてご意見をお願いします」というものでございます。

なお、この時期には国が行う国民を対象としたパブリックコメントが想定されることから、道としては意見聴取は単に賛否を問うものではなく、BSE対策についての理解度の調査と見直しをどう行うべきかという建設的な意見を聴取する場といたしたいと考えております。以上でございます。

(一色部会長)

ただ今の説明について、疑問点等がありましたらお願いいたしたいと思います。

(佐々木特別委員)

初歩的というか、根本的な認識の違いがあるのかもしれませんが、厚生労働省が行う説明と都道府県が行う説明と内容に違いがあるということにはならないと思うのですが、国が意見聴取をした上で都道府県で再度細かく対応いただくのは良いのでしょうか、それで厚生労働省の見解が覆るといようなことが現実的にあるのかどうか、と考えると、今日、私も道から旅費をもらって来ている立場ですが、厚生労働省で決まった話が都道府県から市町村におりてきてという仕組みなのに、違う意見が出てきた場合には、遡って覆るといったことになるかどうか、法令の詳細を把握している訳ではないが、そもそもアライバ的なものならやる必要は無いのではないかと思うんです。

(一色部会長)

いわゆる最終決定をする前に国民からの意見を聴取するということだと思います。道が食品衛生法を変える訳には行きませんが、食品衛生法の下で、北海道の条例として必要であれば条例を定めることは可能であろうし、そこまで行かなくても運用で対応できるかもしれない。今回のBSE検査についても、厚生労働省はお金を出さないけれども、地方自治体が独自に対応を行っているというようなこともある。

私は厚生労働省が国民からの意見募集をするというのはとても良いことだと思いますし、道が道として道民から意見いただくというのも貴重なことだと思います。そうしないと、東京で、霞ヶ関で決めたことを全国一律で守らなければいけなくなる。北海道としての地理的特性や経済状況が反映されない仕組みになってしまう。奥田課長から追加説明ありますか。

(奥田家畜衛生担当課長)

厚生労働省が説明するのは省令改正の内容と思われる。検査対象月齢を21か月以上から31か月以上にするという説明になるかと思われます。道が行うのは、説明の理解度についてもお聞きしますが、例えば、もし道が全頭検査を継続する場合には、現在の要綱では20か月以下の牛について検査する旨を記載しておりますが、今度は21か月齢から30か月齢までの間をどうするかといった議論をしなければいけないので、関連してくる。「理解はできるがこうあるべき」といった意見も必要になる。なかなか広く伺う訳にもいかないのですが、その点をどうするかといった検討は必要と考えているが、

省令改正に対するフロアにいらっしゃる方々の意見、その他、道としてはどうすべきかという意見も並行してお聞きしなければならないと考えています。

(土屋局長)

一般的に公聴会やパブリックコメントといった意見を聞く場、私どももやっている手法であります。今回厚生労働省が実施しようとしているのは、検査対象月齢の見直しなど、現在国が進めている内容についての説明会だと思います。説明する内容によると思うが、地域からの意見に基づいて、変えられるところは変えるかもしれないし、意見として反映させるところもあるかもしれません。変えられないものもあるかもしれません。私どもがこの機会にお諮りしているのは、道として現在全頭検査を実施している訳ですが、国の説明会と併せて、道民の方々がどういった意見をもってらっしゃるのかをお聞きしたいのです。国は方向を決めていますが、道はこの後の対応を決めておりません。厚生労働省の説明会の場を借りて、道としての調査を行いたいので、その内容、やり方について、今日この場でお諮りしています。委員の方々のご意見を聞かせていただきたいと考えています。

(一色部会長)

委員の方々、ご意見がありましたらどうぞ。

(佐々木特別委員)

この専門部会は3回やる、この後も2回開かれると理解しているのでどのタイミングでお聞きしたら良いのか分からなかったが、北海道独自といっても、全国一斉に同じ検査をやっている。「北海道だけ乗り遅れるな」とか「北海道だけ先走った方が良いのではないか」という話になると、都道府県、各産地によって風評被害のようなことが出ないかと危惧している。1つの県が走り始めると他も後追いすることになりかねない。同じ法律に基づく対応は全国一律であるべきで、北海道だけ全頭検査継続ということにはならない。私としては、都道府県がバラバラな対応となったら困るなと思っています。

(一色部会長)

ありがとうございます。ご意見、お気持ちは良く理解できます。国の方でも調整したいのかもしれませんが、地方自治ということもあるので折り合いを付けるのが難しいのかもしれない。

塩越委員そのあたりについてご意見ありますか。

(塩越特別委員)

北海道はホル雄の生産地、そういった中で全頭検査をやってきた特に和牛に比べて育成期間が短く出していく、そういう傾向からいきますと、北海道が全頭検査をやってきた価値というのはあるのではないかと思います。ホル雄で20か月前後、交雑種や黒毛和牛で25～30か月位での出荷でしょうか。そういったこれまで検査されていた月齢を飛び越して、いきなり31か月齢以上と言う方針が出たときには、食の安全・安心という考え方よりは、TPP参加の前哨戦という感じがしました。この問題が貿易の取引材料にされているのではないかと不安がありました。TPPの問題は今に始まったことではなくて、WTOができた時点から、SPS協定とか加盟国が同じ方針で安全性を一律にして貿易に支障を来さない様にする為に集まったものがガットからのWTOと考えているので、そういったものに縛られると日本独自に作ってきた制度や安全性が

根底から崩されていくのではないかと懸念しています。今回のBSE対策見直しに関する国の資料を見ると、確率論的にリスクは無視できるというような記載がされていますが、先程もいったとおり非定型BSEが出たことについて憂慮しています。世界で60数例くらいという説明があったが、それで収まっていくのかこれから増えていくのか分からない。23か月齢の非定型が出たのは日本ですけれど、高齢牛で多いとされている非定型が若い牛で見つかったということ、これもBSE検査をやっていた結果ではないかという気がしています。そういった意味から言って、消費者は全頭検査に対して安心感を持っていると思っているので、その点をどこまで考慮すればいいのかという点で、特に食べ物に関しては保守的であるべきだと考えておりますので、今回の月齢見直しに関してはアメリカのゴリ押しに思えます。日本がTPP参加することにどれだけメリットがあるか分かりませんが、答え有りきの様な気がしています。以上です。

(一色部会長)

佐々木委員からは各都道府県がバラバラな検査月齢の対応をすると混乱が起きるのではないかとのご指摘がありました。これはもったいな話です。意見聴取の際に書き込める、場合によれば、記載例の様に盛り込むのも手かなと思います。タタキ台として資料3の枠の中に事務局から示された様式案について、不足や不用と思われる項目についてご意見ありますでしょうか。

(小倉特別委員)

北海道の牛肉の90%以上は本州方面に行っている。結果的に道内のみの意見掌握では、他の牛肉産業との温度差が出ないとも限らないので、きちんと全国的な考え方や北海道の考え方も一つ。全国的な調査項目も必要ではないかと考えている。牛肉は時代の中で真っ先に波風に晒される。今回のことも、30か月齢以下のアメリカ産牛肉が25年早々にも入ってくるかも知れない。たまたまこういったタイミングなのか。疫学的な問題と安全・安心の問題、それとやはりこれをTPP関係の突破口にされて、日本の食というものを根こそぎから考え直さなければいけない。国産か輸入かといった位置づけなど、大きく変化する時期なのかもしれない、最終的には難しい決断をしなければならぬと考えている。国民総意の中で物事をきっちりと進めて、厚生労働省の一方的な考え方ではなくて、全国や北海道の一人ひとりが意見を述べられるようなそんな調査をしてもらいながら進めていく仕組みづくりが必要ではないかと考えています。

(一色部会長)

事務局に聞きたいのですが、厚生労働省の説明会に併せて意見聴取ということですが、その説明会に参加しない道民から意見を頂く手立ては考えていますか。

(土屋局長)

今回は当面の道民の意見ということで厚生労働省の説明会に併せてお聞きしたいと考えている。道の方向を決めているわけではないので、今回も専門部会の方々に道の方針を決めていく上でのサジェスション(示唆)を頂きたいと考えています。今後道としての考え方が成熟してきた際には、別途幅広く、道民の方々や業界からの意見を広く伺う場を設けなければいけないと考えています。

(一色部会長)

分かりました。小倉委員が心配されている、道民から広く意見を頂きたいということ

と、全国に広く出荷しているということを道民はどの様に考えるかということ。この辺りを文言として案に上手く盛り込めたら良いと考えていますが、いかが考えますか。

(土屋局長)

今のご意見を踏まえまして、内容について工夫しながら、部会長と相談させていただきたいと思います。専門委員の方々には、部会長を通じて整理させていただきたいと思います。

(堀内専門委員)

意見の徴収方法ではないのですが、私は食品安全委員会のプリオン専門調査会の委員も勤めているものですから、今の議論についていくつか説明をいたしたいと思います。まず、T P Pについて話がありましたけれど、委員会の中で一度もそういった関連で審議をしたことはありません。もちろん、いろいろなタイミングで報道されるので、そういう目で見られるやも知れませんが、決してT P Pありき、アメリカの圧力ありきで議論してきたわけではないことをご理解下さい。

また、北海道がどう動くかは全国から注目されています。理由はホル雄生産地帯ですので、30か月で線引きした場合に検査されない牛を多く生産しているということです。また、北海道産牛肉は全国に流通しているということで、北海道の対応がものすごく注目されています。ですから、そういう意味でも、北海道の生産者さん、消費者の意見を捕らえるというのは、それを全国に発信するという意味では、重要であるなど考えています。厚労省の審議会では、前回の月齢見直し、検査対象月齢を21か月齢以上としたときに、全国に浸透しなかった理由についても検討しました。その結果、20か月齢程度の線引きでは、除外対象となる月齢は10%程度で、検査するしないで混乱を招くよりは、当時はまだ飼料規制前に生まれた牛での発生がありましたから、安心して重きを置いて全頭検査が継続されたのではないかという厚生労働省の見解もありました。ただし、今回の見直しをされた場合、北海道では6割以上が検査対象から外れることになり、そうした中で、どういった現場対応をすれば検査対象の4割を確実にミス無く検査できるのかという所も含めて注目されています。この専門部会での意見や道民からの意見が重要になってくると思われます。

(一色部会長)

ありがとうございます。佐々木委員、今回の月齢見直しについて、畜産関係の方々はどのような考えをお持ちになるでしょうか。

(佐々木特別委員)

何回も言うようですが、全国で法律に基づいた対応は1つにしてもらわないと困ります。北海道が検査継続した場合、都府県はどの様に見るでしょうか。食品安全にかかわる対応が1つでないのはおかしいと思います。あと、30か月齢が良いとか悪いとかではなくて、このままいくと間違いなく混乱します。月齢の確認が、北海道ではまとまった月齢で出荷ロットを構成できますが、都府県の小規模農場では、30か月齢前後というのは出荷牛が一番層厚くいるところ。と畜場搬入時の月齢確認で確実に混乱します。現場がやってられないとなった場合の対応は火を見るより明らか。そういうことに成りかねない。月齢別のSRMの対応も現場では混乱の元になると思います。と畜場等、現場への影響を考慮することも大切。

(一色部会長)

ありがとうございました。道民からの意見聴取についてご提案ご意見ありましたらお願いします。

今のところ、消費地である道外の意見も伺う機会を調整する必要があるのではないかという意見がありますが。

(塩越特別委員)

どうしても道民の意見を聞く際にはパブコメという形式を取る事が多いですが、一般道民からの意見がどれだけ集められているか疑問があります。インターネットを用いたパブコメでは意見を提出できる人が限られます。一般の人の目にどれだけ触れるのか。新聞など広く目に触れる機会を検討しても良いのではないかと思います。

若い人でもBSEに関して関心が薄い人がいるので配慮が求められます。国内初発生時は幼少で、巷で起こっていることが分からなかった世代の人です。30代、40代以上は直面したので関心があります。

(一色部会長)

意見聴取に当たっては、北海道産の牛肉が本州にも出荷されている。他の自治体の関係もあるので、そういった意見も汲める項目も追加してはいかがかという意見がありました。

広く道民から意見募集するに当たっては、インターネットのみで意見募集するのではなく、広く周知して意見募集すべきとのご提案を頂きました。

何か追加でご提言ありますでしょうか。

只今整理した2つでよろしいでしょうか。よろしければこの2つでまとめます。

(3) その他

(一色部会長)

さて、最後の議題としてその他とありますが、委員の皆様から何かありますか。

(小倉特別委員)

原因究明ということ、原因を断定することはどこまでできているのか。

(堀内特別委員)

この病原体には遺伝子が無いということが一番の問題。

また、ウイルスや細菌は比較的容易に増殖させることができるが、この病原体はそういった従来の解析手法が全く使えない。このことが原因究明を難しくしている。おそらくこの数年先で新たな手法でその点を解決できるかということと中々難しい。非常に厄介な病原体。状況証拠で詰めていくことはできるが、現状での科学の限界といった状況。

(小倉特別委員)

原因究明できれば、一般の方々も納得できることは多いと思う。

原因究明できていないことが憶測や不安を生んでいるようにも感じる。

(堀内特別委員)

おっしゃるとおりで、今日のメインテーマである検査手法についても、評価される一

方で、ある方は「若齢牛は感染していたとしても検出できないから無駄」という意見もある。15年、18年に実際に起こった議論だ。しかし、平成13年の緊急避難措置としての全頭検査として一定の成果を果たしたのは事実。BSE対策は複数の対策を相加的に作用して現在の清浄性を築いてきたことを理解しなければいけない。必要がなくなったとしても一度作った規制を緩める方向の議論は丁寧さが必要。

(佐々木特別委員)

「牛肉」ではなく「特定危険部位」にリスクがあるのだということが忘れ去られている感がある。牛肉の不安を説く必要がある場合は、今更であるかもしれないが、改めての周知が求められるのではないか。

法令で定めた月齢以下の牛の検査対応について、各都道府県に下駄を預けるようなやり方には納得がいかない。

(一色部会長)

国と自治体が議論する場も必要なのかもしれませんが。議論も出尽くしたようですし、いい時間になりました。事務局からその他としてありますか。

(奥田家畜衛生担当課長)

今回の開催日程についてですが、年内に厚生労働省のパブコメ、説明会が予定されております。これらの結果を踏まえて、来年、年明けにも第2回の会合をお願いしたいと思います。

また、今回は、「欧米のBSE対策に対するそれぞれの委員の立場からの意見の整理」や、「国が検査対象月齢を31か月齢以上とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理」についての審議をお願いします。親委員会の開催日程に合わせて、これに先立つ日程で部会長及び各委員のご都合を確認の上、調整いたしたいのでよろしくお願ひします。

(一色部会長)

ただ今の件について、ご質問はございますか。

それでは、これで本日の議事を終了させていただきます。長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。進行を事務局に戻します。

4 閉会挨拶

(小田主幹)

一色部会長どうもありがとうございました。

閉会に当たり農政部 土屋局長からごあいさつを申し上げます。

(土屋局長)

一色部会長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご議論を賜り、心からお礼申し上げます。

本日は、貴重なご意見をいただきましたので今後の検討にあたっては、本日頂いたご意見に十分留意して進めてまいります。

今回の開催日程については、先程奥田から申し上げたとおり年明けで調整いたしたく

考えているので、その際には再度ご参集いただきたい。

なお、BSE対策の見直しに関しては、内閣府 食品安全委員会で「更なる検査対象月齢の引き上げ」についても審議が継続されており、道としては、本専門部会での審議にも資するよう、今後とも的確な情報収集に努めてまいりたい。また、他の府県の状況についても併せて情報収集に努めてまいりたいと考えております。

終わりになりますが、本日は、大変お忙しい中、ご出席頂いたことに改めてお礼申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

5 閉 会

(小田主幹)

これをもちまして、平成24年度第1回BSE専門部会を終了させていただきます。

本日は、長時間にわたりどうもありがとうございました。